

『見聞集』における親鸞の『涅槃經』抄出の意図

吉 田 宗 男

親鸞は『教行証文類』をはじめとする著作の中に、『涅槃經』の抄出文あるいは断簡を多く残している。特に、『教行証文類』で『涅槃經』は重要な位置を占めているが、それは『涅槃經』に対する深い領解があったからに違いない。比叡山での修学は勿論だが、それだけでは『教行証文類』における抄出の形は見られなかったのではなからうか。

親鸞の信仰面及び思想面での大きな転換期は、吉水における師源空との出会いと越後流罪及び関東教化の二時期に絞られる。吉水における師源空との出会いによって、二十年間比叡山において学んできた教えに決別する。天台教学から浄土教へと変わったように簡単に言い切ることはできないが、親鸞の信仰面及び思想面において、完全に『法華經』から『浄土三部經』に正依の經典が変わっている。以後、親鸞は意図的と思えるほどに『法華經』からの引用を避けていく。天台教学において『法華經』と並んで、重要な位置にあった『涅槃經』についても、この時点においては、『法華經』と同様に

避けていたのではなからうか。

第二の転機は、越後流罪と関東教化である。当時、政權が鎌倉に移ったと言っても、依然として、文化の中心は、京都にあった。それに対して、越後・関東は、一部を除いて、文化的にも経済的にも相当に格差があったように思われる。ある意味では、親鸞は、後に『唯信抄文意』に見られるような、「具縛の凡愚」「屠沽の下類」と呼ばれる人々を目の当たりにしたのではなからうか。親鸞は、関東の門弟たちに対して、数多くの『唯信抄』の書写本を与えている。それは『唯信抄』の教えが、末法と言われた世の衆生にかなうものは何かと言うことをおさえているからであろう。

その数多くの書写本の中に注目するものがある。それが『ひらがな本唯信抄』である。この『ひらがな本唯信抄』の裏面に、『見聞集』が書写されているが、この『ひらがな本唯信抄』と『見聞集』との扱いについて、幾つかの説がある。私見としては、両面を生かしていると考えたい。そのた

めに『ひらがな本唯信抄』と『見聞集』の繋がりを検討していかねばならないが、その中で、『涅槃經』の抄出文が重要な位置にある。

『見聞集』は周知の通り『五会法事讃』と『涅槃經』の抄出文からなっているが、先ず、『五会法事讃』と『ひらがな本唯信抄』をみたとき、密接な関係にあることが窺える。聖覚は、『唯信抄』の前半部で『五会法事讃』の二文を引いているが、この二文が、『見聞集』での『五会法事讃』の抄出の中心となっていると思われる。聖覚は、この二文を仏願生起を述べるところにもってきているが、ここから、第十七願・第十八願の二願建立の建て前がおさえられるのである。

『唯信抄』では、第十七願について、『称讃浄土經』の浄土樂讃の文をもってきて、第十八願に対しては、『般舟三昧經』の般舟三昧讃の文によっている。この讃文についての詳細な説明は、『唯信抄』ではなされていないが、親鸞は後に、『唯信抄文意』を著わして『唯信抄』の心を懇切丁寧に汲み取っていく。しかし、この『ひらがな本唯信抄』が書写されたと思われる文暦二年（1235）には、まだ、著書としての『唯信抄文意』の成立は見られなかった。そうすると、『唯信抄』での重要な部分で引用されている『五会法事讃』についての何等かの説明が、当然、必要となってくる。特に、第十八願である「念仏往生の願をおこして」とあるところで、

これとなふるに、行・住・坐・臥をえらばず、時・処・諸縁をきらわず、在家・出家、若男・若女、老少・善・悪の人をもわかず、なに人かこれにもれむ。（定親全六・四六頁）

を受けて、『五会法事讃』の般舟三昧讃がおかれているが、この「なに人かこれにもれむ」ということが、末法の世に生きる衆生にとって重要なのである。

この『見聞集』の『五会法事讃』と『教行証文類』を対照させてみると、莊嚴文は見られないが、あとはすべて『教行証文類』の「行巻」に重なっている。このことから考えると、『見聞集』の『五会法事讃』は、『教行証文類』の「行巻」の成立に大きく関わっていたことが窺える。そうすると浄土門こそが末法の世の衆生に適うものであると選取り、その浄土門の中で称名念仏して往生を願う念仏往生こそが仏の本願に適うものであるとおさえ、さらに、ただ念仏一行をつとめる三心具足の専修の優れていることを明し、その念仏には、信心を要すると述べてあるのが、『唯信抄』の前半であり、そういった『唯信抄』に引用されている『五会法事讃』の二文を、さらに膨らませ、称名念仏を確かめていったのが『見聞集』の『五会法事讃』とすることができるのではなからうか。そして、特に第二文目の般舟三昧讃にみられる破戒と罪根深きとを簡ばず。ただ回心して多く念仏せしむれば、よく瓦礫をして変じて金と成さしむ。（定親全六・四七頁）

を經文によっておさえなおしたのが、具体相として顯れている『涅槃經』だったのである。その具体相は、いわゆる下化衆生という慈悲摂受の面が色濃く顯わされている。そうして抄出されたのが、『見聞集』の『涅槃經』の抄出文である。

何故、親鸞が特に「破戒と罪根深きを簡はず」ということを『涅槃經』でおさえなおさなければならなかったかというところ、その大きな契機は、越後流罪と関東教化にあるのではないだろうか。親鸞が、『唯信抄文意』に述べているところの「具縛の凡愚・屠沽の下類」ということを全ての人間のありのままの姿であると領くことができたのは、越後・関東の人々と生活を共にしたからだと思う。『涅槃經』において救いの対象となっているのは、阿闍世王であり、そして、ついには一闍提にまで及ぶ。その者たちは、まさに『大經』の第十八願で「唯除五逆誹謗正法」とされている者たちなわけである。そうすると、『唯除五逆誹謗正法』とされている者たちはどうなるのかという問が、当然、出てくる。しかし、その問も大体において日々の生活が保証されている比叡山あるいは都にあつては、当然、唯除されるべきであつたであらう。それが越後・関東という当時の状況を類推すると、生死のぎりぎりの所で生活していた偏狭の地の人々と生活を共にしたとき、唯除ではすまずことのできない問題が当然起こってきた。そうすると、『大經』でいっている唯除の意味を考えて

『見聞集』における親鸞の『涅槃經』抄出の意図(吉田)

いかねばならないことになる。そこには比叡山において『法華經』とともに学んだ『涅槃經』がクローズアップされてくるわけである。ただ、比叡山で学んだ同じ『涅槃經』であっても拈拾の經典という立場ではなく、具縛の凡愚・屠沽の下類を見つめた經典として写つたのではなからうか。だからどうしても『涅槃經』を引かねばならなかったのである。

越後・関東時代の親鸞の目は、偏に具縛の凡愚・屠沽の下類に向けられていた。そうすると、そういったものが領くとき、救われていく教えは、浄土門の中の称名念仏であり、さらに阿弥陀の本願を信じ、ただ念仏一行をつとめる三心具足の専修が、そういったものに適った教であると端的に示してある『唯信抄』が、一際、親鸞を領かせたであらうし、念仏には信心を要すると述べてある『唯信抄』の信心ということを具縛の凡愚・屠沽の下類というところでおさえていくには、『涅槃經』で一貫して述べている「一切衆生悉有仏性」ということが重要な鍵となつたのではなからうか。

以上のことから考えると、親鸞が帰洛前後して、『涅槃經』を抄出したことも領けるし、後に『教行証文類』にあれだけの引文がなされたということも領けるのではなからうか。

〈キーワード〉『見聞集』、『涅槃經』、『ひらがな本唯信抄』

(大谷大学特別研修員)